

○宮崎大学医学部附属病院生殖医療センター規程

〔 令和3年7月21日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院生殖医療センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生殖医療に係る不妊治療に関すること。
- (2) 生殖医療に係る妊孕性温存に関すること。
- (3) 生殖医療に係る患者支援に関すること。
- (4) 生殖医療に係る関係診療科と診療施設との調整に関すること。
- (5) 生殖医療に係る他の医療機関との連携に関すること。
- (6) その他生殖医療に関すること。

(センター長及び副センター長)

第3条 センター長及び副センター長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 センターに、病院規程第9条第2項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員
- (2) 看護師
- (3) その他の職員

(事務)

第5条 センターの事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月21日から施行する。